相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形県西置賜郡飯豊町大字添川三〇六五番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　伊藤　順治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年九月十五日

山形県南陽市長岡五五一番地の八

相続財産管理人　竹田　学

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形県南陽市小滝一六三一番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　吉田　知子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年九月十五日

山形県南陽市長岡五五一番地の八

相続財産管理人　竹田　学

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形県南陽市宮内三五一二番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　板垣　紘一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年九月十五日

山形県南陽市長岡五五一番地の八

相続財産管理人　竹田　学

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県結城市大字大木三一四番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　池田　敏雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年九月十五日

事務所茨城県下妻市下妻丁一五六番地関友下妻ビル三階きぬの風法律事務所

相続財産管理人　弁護士　百目鬼明子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県藤岡市上大塚一五三五番地、最後の住所群馬県前橋市箱田町一一七六番地一〇

被相続人　亡　小川　和雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年九月十五日

事務所群馬県高崎市上並榎町一四〇番地二

渡辺明男法律事務所

相続財産管理人　弁護士　渡辺　明男

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県高崎市田町七三番地、最後の住所東京都品川区戸越四丁目三番四号ときわ荘二〇五号室　被相続人　亡　岡田　良一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年九月十五日

事務所群馬県高崎市下小鳥町九二番地三

相続財産管理人　司法書士　飯塚　浩

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県さいたま市見沼区大字蓮沼七二八番地、最後の住所埼玉県さいたま市見沼区大字蓮沼七二八番地レクセルマンション大宮大和田一〇四　被相続人　亡　佐藤　忠

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年九月十五日

事務所埼玉県さいたま市浦和区高砂二丁目一番二号駒崎ビル四〇一号室　鳳法律事務所　相続財産管理人　弁護士　東谷　良子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県神戸市灘区高尾通三丁目五番地、最後の住所千葉県佐倉市宮ノ台三丁目一四番一三号　被相続人　亡　青木　淳一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年九月十五日

事務所千葉市中央区中央三丁目一〇番四号マニュライフプレイス千葉六階Ｂ室　日名子・東法律事務所

相続財産管理人　弁護士　東　耕三

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都八王子市南大沢三丁目一六番地一、最後の住所東京都八王子市南大沢三丁目一六番地一　六三八　被相続人　亡　松井　敏子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年九月十五日

東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目三三番一一号吉祥寺ＹＫビル二階ＮＡＫＡ法律事務所　相続財産管理人　弁護士　中　由規子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県秦野市西大竹一二四番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　髙橋　幸雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年九月十五日

神奈川県平塚市見附町三二番八号　三河屋ビル二階　相模合同法律事務所

相続財産管理人　弁護士　岡村　三穂

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県十日町市泉一二番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　島田　宏人

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年九月十五日

新潟市中央区学校町通一番町一二番地市役所前ビル七階

相続財産管理人　後藤　直樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県高岡市南幸町二七二番地、最後の住所富山県高岡市南幸町三番六号　被相続人　亡　麻谷　晴雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年九月十五日

富山県高岡市野村七二四番地野村第一ビル二〇四号　相続財産管理人　山口　敏彦

第23期決算公告　平成23年6月29日

栃木県日光市足尾町砂畑12番2号

足尾さく岩機株式会社

代表取締役社長　櫻井　則明

貸借対照表の要旨（平成23年3月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	620,828
	固定資産	372,220
	合計	993,048
負債及び純資産の部	流動負債	243,631
	固定負債	638,842
	株主資本	110,575
	資本金	100,000
	資本剰余金	90,000
	資本準備金	90,000
	利益剰余金	△79,425
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	△84,425
	（うち当期純利益）	(17,822)
	合計	993,048